

基安労発第 0223001 号

平成 18 年 2 月 23 日

都道府県労働局労働基準部

労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

(公 印 省 略)

じん肺管理区分決定の審査における CR 写真の
取扱いの徹底について

標記については、平成 13 年 6 月 25 日付け基安労発第 19 号、平成 13 年 6 月 26 日付け事務連絡及び平成 15 年 7 月 1 日付け基安労発第 0711001 号(以下「CR 条件通達等」という。)に基づき指示しているところであるが、最近、CR 条件通達等に定める要件を満たしていない CR 写真を用いて、じん肺管理区分決定を行っている事案が散見されるので、今後、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 じん肺管理区分決定の審査時における留意点

- (1) じん肺管理区分の決定のために提出されたエックス線写真について、アナログ写真か CR 写真かの確認をせずに処理を行い、その結果、不適当なエックス線写真によるじん肺診査が行われている例があることから、じん肺診査を行う際には、提出された写真の撮影を行った医療機関又は医師に対し質問をする等し、アナログ写真か CR 写真かの確認を必ず行うこと。
- (2) じん肺管理区分決定の申請に CR 写真が添付されていた場合には、当該 CR 写真が CR 条件通達等に定める要件を満たしていることを確認し、要件を満たしていないときはじん肺法第 13 条第 3 項に基づき検査提出命令又は物件提出命令を指示すること。
- (3) (1) 及び (2) の確認については、別紙を作成し、確実にその確認を行うこと。

2 審査請求時における留意点

じん肺管理区分決定に係る不服審査請求の審査に必要な書類については、平成5年12月9日付け労働衛生課長事務連絡のチェックリストで示しているところであるが、今後は、当該事務連絡で示した書類等の他、前記1(3)で作成した別紙も添付すること。

3 その他

最近普及しつつある Digital Radiography による写真（以下「DR写真」という。）については、現在のところ、じん肺診査におけるエックス線写真としては認められていないところであるが、目下、そのDR写真の条件について専門家による研究を行っているところである。

申請者名

1. エックス線写真の区分（確認の上、いずれかを囲むこと。）

アナログ写真	CR写真	その他（ ）
--------	------	--------

2. CR写真確認表（申請者欄に確認した結果を記載すること。）

撮影日（ ）

		審査受付条件	申請者
撮影条件			
撮影条件	電圧 [kV]	110～140	
	焦点被写体間距離 [cm]	180～200	
装置等	(1) グリッド		
	高密度グリッド使用で撮影電圧が120[kV]前後	格子比12:1	
	上記以上の撮影電圧	格子比14:1	
	(2) 空間分解能 (画素数)		
	フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合、イメージングプレート読み取り画素数 [pixel]	3500×3500以上	
画像処理条件			
階調処理	肺野部の最高濃度	1.6～2.0程度	
	中央陰影の濃度	0.15～0.25程度	
周波数処理	低空間周波数(0周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm以上)におけるレスポンス (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、右記範囲内であること。)	1.0～1.2倍程度	
その他			
富士写真フイルム株式会社	回転量 (GA)	0.9～1.0	
	階調シフト (GS)	-0.2～-0.1	
	周波数強調度 (RE)	0.0～0.2	
	周波数ランク (RN)	4	
コニカ株式会社	肺野濃度	1.6～1.8	
	強調度	0.1～0.3	
	マスクサイズ	7	
	LUT	THX-2	
コダック株式会社	Density Shift	-0.3	
	Contrast Factor	1.6～1.8	
	Matrix Size	35～75	
	High Density Boost	0.05～0.1	
	Low Density Boost	0.00～0.05	

判 定 (適 否)
 確認年月日 (年 月 日)